290

質問第二九〇号平成二十三年七月一日提出

地方制度調査会の今後の取り扱いに関する質問主意書

提出者

橘

慶

郎

地方制度調査会の今後の取り扱いに関する質問主意書

国は ける諸問題において、 議会制度のあり方に関する答申」を行った後は鳩山内閣・菅内閣を通じて調査会の委員が任命されることな ている。しかるに、第二十九次地方制度調査会が平成二十一年六月十六日に「今後の基礎自治体及び監査 制度に全般的な検討を加えることという目的に従って地方制度に関する重要事項を調査審議することとされ かしていかなければいけないと思っております。」と答弁されたところである。昨今の地方自治の現場にお 方制度調査会の く今日に至っている。 ることとされており、 地 法治国家でありますし、 方制度調査会は、 「根拠法について、これを廃止に向けて検討を進めているという事実はございません。 改めて「法律に基づく行政」の原則の遵守が求められる現状において、 内閣総理大臣の諮問に応じ、 一方、平成二十三年四月二十一日の衆議院総務委員会において、 地方制度調査会設置法 その法律が現在ちゃんとあるわけでありますので、 (昭和二十七年法律第三百十号) 日本国憲法の基本理念を十分に具現するように現行地方 に基づき、 これは、 片山総務大臣は、 内閣府に設置され その法の趣旨を生 地方制度調査 我が 地

菅内閣として、 「法律に基づく行政」 の原則をどのようにとらえているのか、 またこれを遵守する考え

会の今後の取り扱いについて、

以下四項目にわたり質問する。

であるのか、確認する。

地方制 度調査会設置法が存在する以上、 第三十次地方制度調査会を早期に立ち上げるべきと思うが、 内

閣の方針を伺う。

 \equiv 内閣から提出されている「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の

整備に関する法律案」中、地方から国への寄付に係る改正点は、 地方分権改革推進委員会の四次にわたる

勧告には盛り込まれていない。 改正案を提起する前に、 地方制度調査会の審議を求めるべきだったのでは

ないかと考えるが、内閣の見解を伺う。

兀 地方制度調査会と同様に、 内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号)第十八条第一項に基づき、 内 閣

府に設置されることとされている経済財政諮問会議についても、 「政府の政策決定過程における政治主導

の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案」を撤回し、 内閣の方針として、 法律上存続させること

とした以上、 「法律に基づく行政」の原則に照らせば、早期に再開すべきであると考えるが、 内閣の見解

を伺う。

右質問する。